確定拠出年金向け説明資料

SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、主として、日本を含む、世界各国の株式*に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

＊ 日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます(以下、同じ)。

◆各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。

◆各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。

◆実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

2. 主要投資対象

◆別に定める投資信託証券(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

【別に定める投資信託証券】

・ SBI米国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
・ SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ(国内籍親投資信託)
・ SBI新興国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
・ SBI日本高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)

3. 主な投資制限

◆マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
◆株式への実質投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
◆同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
◆投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2024年10月16日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆毎年８月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 0.055%(税抜: 年0.050%)を乗じて得た金額とします。
当該報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の ６ ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
＜信託報酬の配分(税抜)＞

支払先	料率
委託会社	年 0.0170%
販売会社	年 0.0170%
受託会社	年 0.0160%

上記各支払先への料率には、別途消費税率等相当額がかかります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。
ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

(360017_250715)

確定拠出年金向け説明資料

SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

（有価証券の貸付の指図を行った場合）
有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。
その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。
この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の 55.0%（税抜 50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。
＊ 上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位
※年 1 回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

◆ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

◆ありません。

16. 収益分配

◆毎決算時（毎年 8 月 20 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に原則として分配方針に基づき収益分配を行います。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。
※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
- ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- 英国の銀行または証券取引所の休業日
- フランクフルト証券取引所の休業日
- ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- スイスの銀行または証券取引所の休業日
- スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- 香港の銀行または証券取引所の休業日
- 12 月 24 日の日本における前営業日および前々営業日
- 委託会社が指定する日 （例：韓国、台湾、中国において連休が 3 営業日以上ある場合、その連休の前 5 営業日間）

（なお、お申し込み可能日であっても、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得及び解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度上、運用益は非課税です。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

◆基準価額×保有口数
※基準価額が 10,000 口当たりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

（360017_250715）

確定拠出年金向け説明資料

SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）

投資信託協会分類：追加型投信／内外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

22. 委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用の指図等を行います。）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号
加入協会/一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆三菱 UFJ 信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象であるマザーファンドが実質的に組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【カントリーリスク】
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクは先進国に投資するよりも高くなります。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境の変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

【信用リスク】
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBI全世界高配当株式ファンド（年１回決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
（360017_250715）